R5.７版

多様な森林づくりを目指して

ー　令和５年度信州の森林づくり事業の概要　ー

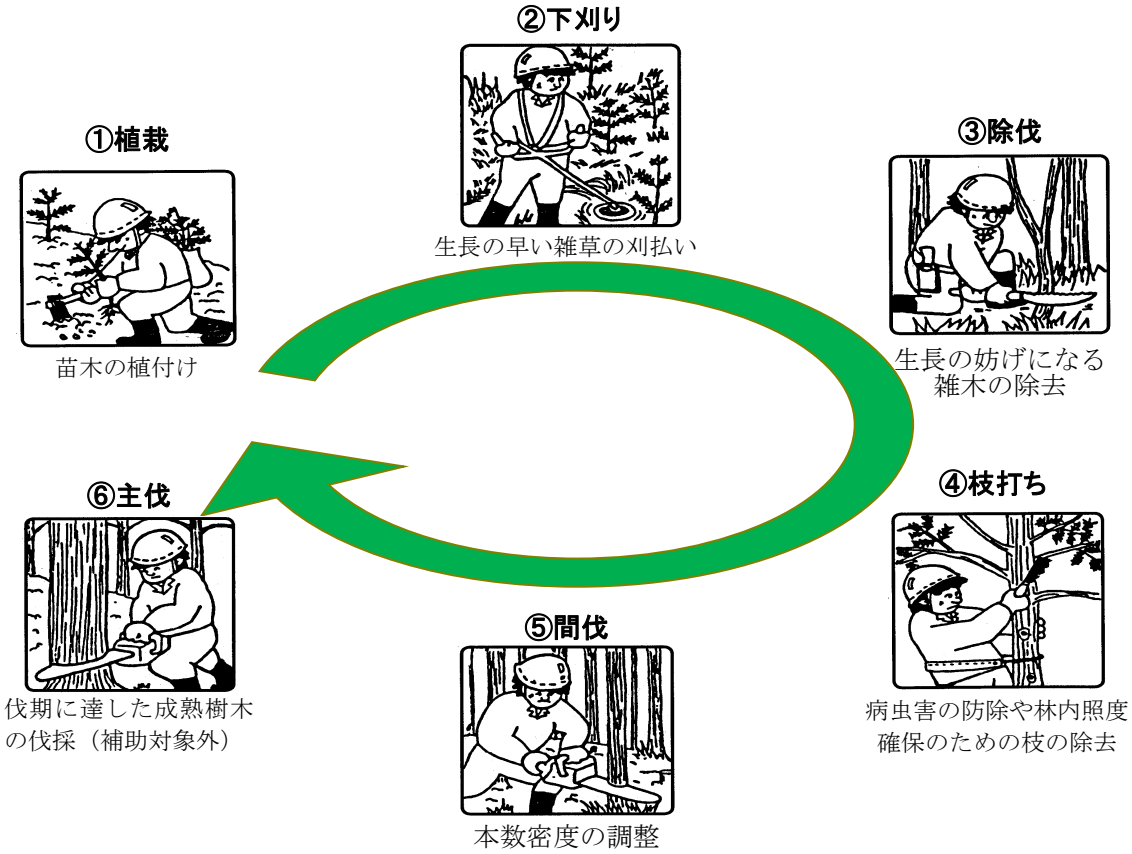

～　森林づくりで未来につなぐ　森の恵みとゆたかな暮らし　～

長　　野　　県

目　　次

信州の森林づくり事業の体系　1

信州の森林づくり事業の補助率　2

信州の森林づくり事業　概要

森林環境保全整備事業
・森林環境保全直接支援事業　3
・特定森林再生事業　森林緊急造成　6
　被害森林整備　8
　保全松林緊急保護整備　10

みんなで支える里山整備事業
・防災・減災のための森林整備　12
・開かれた里山の整備事業　14

合板・製材生産性強化対策交付金事業　18

林業・木材産業循環成長対策交付金事業　21

県単独森林整備事業　24

林地残材有効活用推進支援事業　27

「多様な森林づくりを目指して」の留意事項

本書は、信州の森林づくり事業の制度を規定している要綱及び要領について、要件が多岐にわたるため、制度の概要を把握するものとして活用してください。

実際に補助金交付申請の手続きを行うことを目的とする場合には、下記長野県 HP に公開している要綱及び要領を再度確認してください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/shinrin/sangyo/ringyo/seibi/zorin/index.html

信州の森林づくり事業の体系

信州の森林づくり事業補助金交付要綱

信州の森林づくり事業実施要領

森林環境保全整備事業

- 森林環境保全直接支援事業
- 特定森林再生事業
  （森林緊急造成、被害森林整備、保全松林緊急保護整備）

みんなで支える里山整備事業

- 防災・減災のための森林整備
  （森林税単独）
- 開かれた里山の整備事業
  （森林税単独）

合板・製材生産性強化対策交付金事業

- 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

林業・木材産業循環成長対策交付金事業

- 林業・木材産業生産基盤強化対策
- 再造林低コスト化促進対策

県単独森林整備事業

- 森林整備事業
- グレースの森創生事業
- 県単森林被害災害復旧事業
- 「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

林地残材有効活用推進支援事業

- 林地残材の搬出

信州の森林づくり事業調査要領

信州の森林づくり事業の補助率

令和5年度　信州の森林づくり事業　補助率一覧表

事業の種類					査定係数	標準経費(事業費)に対する実質的な補助率			査定経費に対する規定上の補助率			嵩上率等	備考
		事業内容	区分			国	県	計	国	県	計	県	
森林環境保全整備事業	森林環境保全直接支援事業	森林経営計画等に基づく事業	通常		170	51%	19%	70%	30%	10%	40%	2%	
			分収林				34%	85%		20%	50%	－	
			1ha当たり2,000本以下の人工造林及び同施行地における3回目までの下刈り等	通常	180	54%	18%	72%		10%	40%	－	
				分収林			36%	90%		20%	50%	－	
			人工造林の嵩上げを行う場合		170	51%	49%	100%		10%	40%	32%	
					180	54%	46%	100%		10%	40%	28%	
		上記以外の事業	通常		90	27%	9%	36%		10%	40%	－	
			分収林				18%	45%		20%	50%	－	
	特定森林再生事業	森林緊急造成	保安林及び水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林	通常	180	54%	18%	72%	30%	10%	40%	－	
				市町村公社等			36%	90%		20%	50%		
			上記以外の森林	通常	90	27%	9%	36%		10%	40%	－	
				市町村公社等			18%	45%		20%	50%	－	
		被害森林整備	通常		170	51%	19%	70%	30%	10%	40%	2%	
			分収林				34%	85%		20%	50%	－	
		保全松林緊急保護整備			無	50%	20%	70%	50%	20%	70%	－	
合板・製材生産性強化対策事業（定額補助）			間伐材生産		無	上限定額単価＋間接費	－	上限定額単価＋間接費	－	－	－	－	
			造林		無	上限638千円＋間接費	－	上限638千円＋間接費	－	－	－	－	
			下刈り		無	上限75千円＋間接費	－	上限75千円＋間接費	－	－	－	－	
		関連条件整備	作業道(円/m)		無	¥2,000	－	¥2,000	－	－	－	－	
林業・木材産業循環成長対策交付金事業（定額補助）			間伐材生産		無	上限定額単価＋間接費	－	上限定額単価＋間接費	－	－	－	－	
			一貫作業システム A：1,276千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha) B：1,276千円/ha ≦ 実行経費(千円/ha)		無	A：上限850千円＋間接費 B：上限638千円＋間接費	－	A：上限850千円＋間接費 B：上限638千円＋間接費	－	－	－	－	
			低コスト造林 A： 867千円/ha ≧ 実行経費(千円/ha) B： 867千円/ha ≦ 実行経費(千円/ha)		無	A：上限578千円＋間接費 B：上限433千円＋間接費	－	A：上限578千円＋間接費 B：上限433千円＋間接費	－	－	－	－	
			下刈り（同施行地の3回目まで）		無	上限117千円＋間接費	－	上限117千円＋間接費	－	－	－	－	
		関連条件整備	作業道(円/m)		無	¥2,000	－	¥2,000	－	－	－	－	
林地残材有効活用推進支援事業			林地残材の搬出 A：林地残材の搬出集積(円/t) B：中間土場までの仕分け等(円/t) C：AとBの両方(円/t)		－	－	－	A：￥1,700 B：￥1,300 C：￥3,000	－	－	－	－	
みんなで支える里山整備事業（森林税予算）		防災・減災のための森林整備	保育間伐等		－	－	90%	90%	－	－	－	－	
		開かれた里山の整備事業	花木等の植栽等		－	－	90%	90%	－	－	－	－	
県単独森林整備事業(県単)		森林整備事業	通常分		－	－	50%	50%	－	－	－	－	

注1　補助金の計算方法は以下のとおり

標準経費＝標準単価×(1＋間接費率)×事業量
査定経費＝標準経費×(査定係数／100)

査定係数「有」‥‥　補助金額＝査定経費×査定経費に対する補助率
査定係数「無」‥‥　補助金額＝標準経費×標準経費に対する補助率

2　合板・製材生産性強化対策事業、林業・木材産業循環成長対策交付金事業の定額補助については実施要領で定めたとおり。
3　森林環境保全直接支援事業において、人工造林((特殊地拵等を除く)原則、長野県主伐・再造林推進ガイドラインに基づき施業したもの)及び同施行地での3回目までの下刈り等に対して嵩上げを実施する。

森林環境保全直接支援事業

事業趣旨

森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ森林整備を計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする

対象森林

森林経営計画、特定間伐等促進計画等に基づく森林

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、森林整備法人、森林法施行令第 11 条第７号に規定する特定非営利法人、森林法施行令第 11 条第８号に規定する森林所有者の団体、森林経営計画及び森林施業計画の認定を受けた者、特定間伐等促進計画に実施主体に位置づけられた者、森林経営管理法第 36 条第２項の規定により県が公表した民間事業体

事業内容

1　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		━														0.1ha 以上（ただし間伐、更新伐は 0.1ha 以上かつ 10m3/ha 以上）
樹下植栽				━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
下刈り		━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅							
雪起こし		━	━	━	━	━	┅	┅	┅							
倒木起こし		━	━	━	━	━										
枝打ち		━	━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅		
除伐		━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅			
保育間伐		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	┅	┅	
間伐		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	┅	┅	
更新伐		┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	━	━	━	━	┅	
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備															上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅┅

・補植は、1,500 本/ha 以下のスギ・カラマツ植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合に、植栽の実施から起算して５年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として１回に限り実施可能
・下刈りは複層林においては下層木が５齢級以下、植栽以外の方法で更新した８齢級以下（複層林においては下層木が８齢級以下）の林分
・雪起こしは植栽以外で更新した８齢級以下の林分
・枝打ちは間伐と一体的に行う 12 齢級以下、更新伐と一体的に行う 18 齢級以下の林分
・除伐は 12 齢級以下の天然林
・保育間伐は伐採木の胸高直径 18cm 未満の林分
・間伐は地域の標準的な施業における本数密度を概ね５割上回る林分又は立木の収量比数が 0.95 以上の林分
・間伐は市町村森林整備計画に定められている標準伐期齢の２倍の齢級以下の林分
・更新伐は長期循環施業でない場合の 10 齢級以下の林分

２　事業内容

人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗及びコンテナ苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去
樹下植栽	優良な育成複層林の造成を目的として行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、施肥、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽(植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、施肥、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし及び林木の枝葉の除去
下刈り	雑草木の除去
雪起こし	育成しようとする立木の成立本数 30%以上が倒伏した林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし
倒木起こし	気象害等により倒木被害が発生した会計年度および翌年度内に実施する倒伏木の倒木起こし
枝打ち	スギ、ヒノキの林分で雄花の多い立木を主体に、地上おおむね８ｍを上限とする枝葉の除去
除伐	過去５年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において行う不用木の除去、不良木の淘汰
保育間伐	過去５年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において適正な密度管理を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰
間伐	過去５年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において適正な密度管理を目的に行う不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
更新伐	過去５年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において育成複層林の造成及び育成(長期育成循環施業の対象森林における適正な密度管理を含む。）並びに人工林の広葉樹林化の促進、天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的として行なう不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
鳥獣害防止施設等整備	一体的に実施すべき施業の開始時期の２年前から実施後５年を経過する間に、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
林内作業場及び林内かん水施設整備	森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備
林床保全整備	一体的に実施すべき施業の開始時期の２年まえから実施後５年を経過する間に、造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等
荒廃竹林整備	周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備
森林作業道整備	「森林作業道作設指針について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林野庁長官通知）に適合及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした作業道の開設および改良

３　間伐及び更新伐の面積及び材積要件

	間伐、更新伐
材積	10m3/ha 以上
面積	0.1ha 以上

４　森林作業道の先行実施

一体的に実施すべき施業に２年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）先行して実施することができる

事業の流れ

1　事後申請方式

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われる

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	事前計画書の提出(※)		○ →		○
当年度	随時	施業着手		○		
	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20まで	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

※人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備は着手前に事前計画書の提出が必要。

2　計画補助方式

・施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます
・10ha以上規模又は市町村が実施する間伐及び更新伐は事前申請方式で申請することが可能です

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
当年度	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

特定森林再生事業
～森林緊急造成～

事業趣旨

自然条件等の理由で更新が困難な森林について、自助努力によっては適切な整備が期待できないが、生物多様性の保全等の観点から施業が必要な森林を地方公共団体と森林所有者及び事業主体による協定に基づき、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする

対象森林

保安林、公益的機能別森林うち水源涵養機能維持増進森林、山地災害防止/土壌保全機能維持増進森林であって、協定を締結した森林(注：査定係数 180 の場合)

事業主体

市町村、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、特定非営利活動法人、民間事業者
ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る

事業内容

1　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		━														0.1ha 以上
樹下植栽				━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
下刈り		━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅							
雪起こし		━	━	━	━	━	┅	┅	┅							
倒木起こし		━	━	━	━	━										
枝打ち		━	━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅		
除伐		━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅			
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備															上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅┅

・補植は、1,500 本/ha 以下のスギ・カラマツ植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合に、植栽の実施から起算して５年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として１回に限り実施可能
・下刈りは複層林においては下層木が５齢級以下、植栽以外の方法で更新した８齢級以下（複層林においては下層木が８齢級以下）の林分
・雪起こしは植栽以外で更新した８齢級以下の林分
・枝打ちは間伐と一体的に行う 12 齢級以下、更新伐と一体的に行う 18 齢級以下の林分
・除伐は 12 齢級以下の天然林

２　事業内容
森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、保育間伐及び間伐、更新伐は除く）

３　事業実施する上で必要な協定
⑴協定締結者
①市町村が自ら所有する森林以外で実施する場合：市町村と森林所有者との協定
②市町村以外が自ら所有する森林以外で実施する場合：地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定
⑵協定の内容
本事業の実施後おおむね 10 年間は皆伐を行わない

事業の流れ

１　事後申請方式
森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）
２　計画補助方式
森林環境保全直接支援事業と同じ

～被害森林整備～

事業趣旨

気象害等の被害を受けた森林にあって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、地方公共団体及び森林所有者と事業主体による協定に基づき、森林を復旧させるための森林整備を推進することにより、森林の有する多面的機能の維持・増進を図り、もって森林環境の保全に資するものとする

対象森林

気象害等の被害を受けた森林において、協定を締結した森林
※松くい虫被害森林で行う場合であっては、本数被害率 5%以上
森林保全再生整備は林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班

事業主体

市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人、森林経営計画策定者又は民間事業者
（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者は、当該計画の対象森林を含む林班内の森林に限る。）

事業内容

1　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		━														0.1ha 以上
樹下植栽				━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
下刈り		━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅							
雪起こし		━	━	━	━	━	┅	┅	┅							
倒木起こし		━	━	━	━	━										
枝打ち		━	━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅		
除伐		━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅			
保育間伐		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	┅	┅	
更新伐		┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	━	━	━	━		
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備															上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																
森林保全再生整備																

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅

・補植は、1,500 本/ha 以下のスギ・カラマツ植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合に、植栽の実施から起算して５年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として１回に限り実施可能
・下刈りは複層林においては下層木が５齢級以下、植栽以外の方法で更新した８齢級以下（複層林においては下層木が８齢級以下）の林分
・雪起こしは植栽以外で更新した８齢級以下の林分
・枝打ちは更新伐と一体的に行う 18 齢級以下の林分
・除伐は 12 齢級以下の天然林
・保育間伐は伐採木の胸高直径 18cm 未満の林分
・更新伐は長期循環施業でない場合

2　事業内容

下記以外は森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、間伐及び更新伐の搬出集積は除く）

森林保全再生整備	野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備又は誘引捕獲とそれに必要な施設整備等

3　事業実施する上で必要な協定

(1)協定締結者

①市町村が自ら所有する森林以外で実施する場合：市町村と森林所有者との協定

②市町村以外が自ら所有する森林以外で実施する場合：地方公共団体と森林所有者、事業主体との協定

(2)協定の内容

本事業の実施後おおむね10年間は皆伐を行わない

事業の流れ

1　事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

2　計画補助方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

～保全松林緊急保護整備～

事業趣旨

森林病害虫等防除法に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は被害を防止するための周辺松林の樹種転換により森林環境の保全に資するものとする

対象森林

「松くい虫被害対策の実施について」（平成９年４月７日付け９林野造第 105 号林野庁長官通知）に基づく森林

事業主体

市町村、森林整備法人等、森林組合等、特定非営利活動法人、森林経営計画策定者
（ただし、事業主体が自ら所有する森林以外で森林所有者と協定を締結した場合、又は、寄付や分収契約解除等により公有化した森林で実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者は、当該計画の対象森林を含む林班内の森林に限る。）

事業内容

１　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
人工造林		━														0.1ha 以上
樹下植栽				━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
下刈り		━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅							
雪起こし		━	━	━	━	━	┅	┅	┅							
倒木起こし		━	━	━	━	━										
枝打ち		━	━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅		
除伐		━	━	━	━	━	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅			
保育間伐		━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	┅	┅	
衛生伐																
更新伐		┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	┅	━	━	━	━		
付帯施設整備	鳥獣害防止施設等整備															上記と一体的に整備
	林内作業場・林内灌水施設整備															
	林床保全整備															
	荒廃竹林整備															
森林作業道整備																

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅┅

・補植は、1,500 本/ha 以下のスギ・カラマツ植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗木本数/植栽本数）がおおむね 30%以上発生した場合に、植栽の実施から起算して５年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として１回に限り実施可能
・下刈りは複層林においては下層木が５齢級以下、植栽以外の方法で更新した８齢級以下（複層林においては下層木が８齢級以下）の林分
・雪起こしは植栽以外で更新した８齢級以下の林分
・枝打ちは更新伐と一体的に行う 18 齢級以下の林分
・除伐は 12 齢級以下の天然林
・保育間伐は伐採木の胸高直径 18cm 未満の林分
・更新伐は長期循環施業でない場合

２　事業内容

下記以外は森林環境鏡保全直接支援事業と同じ（ただし、間伐は除く）

衛生伐	松くい虫の繁殖源を除去し､松林の健全な育成又は保全を図ることを目的として行う不用木の除去（被害木及び侵入竹を含む。）及び不良木の伐倒、搬出集積、破砕、焼却、薬剤処理

事業の流れ

１　事後申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ（ただし、事前計画書の規定は除く）

２　計画申請方式

森林環境保全直接支援事業と同じ

みんなで支える里山整備事業
～防災・減災のための里山整備～

事業趣旨

長野県森林づくり県民税を活用して間伐を面的に推進することにより、集落周辺の里山等の森林の有する多面的機能の回復・維持・増進を図り、森林環境の保全及び防災・減災を図る

対象森林

○過去にみんなで支える里山整備事業による森林整備を実施していない、民有林（県及び市町村有林を除く）とする（ただし、財産区有林は私有林と一体的に実施する場合に限る）
○里山整備方針作成について（平成30年5月10日30林政第104号林務部長通知）に基づき、市町村長が作成する里山整備方針（以下、「里山整備方針」という。）（定義の記載が必要）に基づく森林
○里山整備方針が作成前であっては、里山整備方針に取り込むことが明らかな森林

事業主体

森林税単独事業
市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、特定非営利法人等、森林所有者の団体、計画策定者等

事業内容

1　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
本体事業	森林税単独保育間伐															
	森林税単独間伐															
森林作業道・作業路開設																上記事業と一体的に実施
付帯施設整備																上記事業と一体的に実施

補助対象：

2　事業内容

保育間伐	防災・減災のための不用木の除去、不良木の淘汰
間伐	防災・減災のための不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
森林作業道・作業路開設	森林税単独間伐で伐採した材の搬出に必要な森林作業道及び作業路開設
付帯施設整備	本体事業と一体的に実施する地域振興局長が必要と認めた事業（つる切り、電線等に掛かる立木処理、その他局長が必要と認める作業） なお実施にあたっては地域振興局長との事前協議が必要

3　事業実施する上で必要な協定

みんなで支える里山整備事業の実施にあたっては以下の協定を締結する
ただし、森林整備の実施区域外で行う作業路については、この限りでない

（1）協定締結者
地域振興局長、事業実施主体及び森林所有者の3者
（2）協定期間
事業実施の翌年度から起算して10年間
（3）協定の主な内容
・協定期間内は森林以外への転用及び皆伐は行わない
・協定締結後は、長期施業委託の締結等、事業実施後も適正な森林管理に努めること

事業の流れ

１　事後申請方式

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
随時		里山整備方針の作成			○	
前年度	９月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	９月 10 日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	９月 20 日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	協定の締結（着手前）	○	○		○
	随時	施業着手		○		
当年度	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20 まで	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

補助金額

○標準単価方式
　標準単価×間接費率×実面積＝標準経費（千円未満切捨て）
　標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

○実行経費方式（付帯事業で標準単価の設定がないもの）
　実行経費（千円未満切捨て）×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

～開かれた里山の整備事業～

事業趣旨

第３期森林税の取組を通じ、長野県ふるさとの森林づくり条例による里山整備利用地域の認定が県内各地において進み、地域住民等の協働による活動が活発に行われるようになった

これらの活動が今後更に自立的・持続的なものとして定着するよう、必要な体制整備を後押しするとともに、より多くの県民が里山の森林に親しむことができるよう「開かれた里山」の整備を推進する

対象森林

長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条１項に規定する里山整備利用地域内の民有林（県及び市町村有林を除く）

事業主体

里山整備利用推進協議会（長野県ふるさとの森林づくり条例第 26 条２項に規定するものをいう。）又は里山整備利用推進協議会の構成員

事業内容

１　事業内容

「開かれた里山の整備・利用計画」に基づいて行われる、花木等の植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、修景林間整備、つる切り、竹林整備、その他整備及び付帯施設の設置

２　事業実施する上で必要な協定

本事業の実施は、長野県ふるさとの森林づくり条例第 27 条に規定する里山利用協定を締結していること

（１）協定締結者

地域振興局長、里山の整備又は利用を行おうとする者及び森林所有者の３者

（２）協定期間

事業実施の翌年度から起算して 10 年間

（３）協定の主な内容

・協定期間内は森林以外への転用及び皆伐は行わない

・協定締結後は、長期施業委託の締結等、事業実施後も適正な森林管理に努めること

３　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
花木等の植栽																0.1ha 以上
下刈り		━	━	┅	┅	┅										
雪起こし		━	━	━	━	━	┅	┅	┅							
倒木起こし		━	━	━	━	━										
枝打ち																
修景林間整備		━	━	┅	┅	┅	（下刈り）									
つる切り																
竹林整備																
その他整備																
付帯施設	森林作業道整備															―
	簡易作業路整備															
	歩道整備・補修															
	鳥獣害防止施設等整備															

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅┅

・下刈りのうち複層林においては下層木が５齢級以下の林分

・雪起こしのうち植栽以外の更新においては８齢級以下の林分

４　施業内容及び基準

施業区分		施業内容	基準
花木等の植栽		開かれた里山の造成を目的として行う地拵え、植栽	○地拵えを実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。
下刈り		雑草木の除去	○令和４年度までに実施したみんなで支える里山整備事業（県民協働による里山整備）で植栽した箇所で２齢級（複層林は５齢級）以下の林分で行うものとする。（「開かれた里山の整備・利用計画」は不要。）
雪起こし		雪圧倒伏木の倒木起こし（倒木起こしに該当するものを除く。）	○植栽により更新した５齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した８齢級以下の林分で行うものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。
倒木起こし		火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こし	○植栽により更新した５齢級以下の林分において行うものとする。 ○倒木被害の発生した会計年度及び翌年度内とするものとする。 ○30%以上が倒伏した林分を対象とする。
枝打ち		林木の枝葉の除去	○残存木の 60%以上で実施すること。
修景林間整備		雑草木の除去、不用木（侵入竹も含む。）の除去、不良木の淘汰、枯損木除去、危険木除去、搬出集積	○開かれた里山の造成・保全を目的として行う森林景観整備又は森林利活用の場の造成、緩衝帯の整備等とする。 ○下刈り ・植栽により更新した場合は２齢級（複層林は５齢級）以下、その他の方法で更新した場合は８齢級以下の林分で行うものとする。 ○除間伐 ・不用木の除去のみ行う場合は、原則として不用木を全て除去するものとする。 ・本数間伐率は 20%以上（豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の 10%以上）とする。 ・過去５年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 ○搬出間伐 ・伐採木の搬出を伴う間伐とする。 ・本数間伐率は概ね 20%以上（豪雪地帯対策特別措置法に基づく長野県総合雪対策計画において指定された特別豪雪市町村および気象害の発生が明らかに予測される場合は、立木本数の 10%以上）とする。 ・過去５年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合に補助対象とする。 ○危険木等処理 ・単木単位で実施する。
つる切り		つる類の除去	○植栽木の梢頭部や樹幹の損傷・折損、樹冠部の被圧などの被害防止又は林内における作業性の向上を目的に行うものとする。 ○実施率が 100%以上であること。
竹林整備		侵入竹や不用木竹除去	○森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備または竹林利用のために行うものとする。 ○本数伐採率が 20%以上であること。
その他整備		目的の達成に必要な播種、施肥、不良木の伐倒、伐採木の搬出集積、看板設置等	○目的達成に必要であって、上記の施業に該当しない施業とする。
付帯施設	森林作業道整備	森林作業道の開設	○開かれた里山の整備又は利用に必要な作業道の開設とする。 ○継続的に使用され、かつ、森林作業道作設マニュアルを参考にしたもの。
	簡易作業路整備	簡易作業路の開設	○開かれた里山の整備又は利用に必要な作業道の開設とする。
	歩道整備・補修	歩道の整備・補修	○開かれた里山の整備又は利用に必要な歩道の整備・補修とする。
	鳥獣害防止施設等整備	忌避剤、殺鼠材、防護柵、食害防止施設、剥皮防止テープ	○開かれた里山の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図る。 ○令和４年度までに実施したみんなで支える里山整備事業（県民協働による里山整備）で植栽した箇所で行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図る。（「開かれた里山の整備・利用計画」は不要。）

５　補助対象とならないもの
○当該年度に同一施行地において県又は国、市町村の補助金等の交付を受けた事業
○分担金又は負担金としての市町村支援事業
○宗教的活動に関する事業
○政治的活動に関する事業
○公序良俗に反する事業
○特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業
○県又は国の支出する支出金及び補助金等の交付を受けた施行地の維持管理にあたる事業

６　補助事業の間隔
○修景林間整備は、過去５年以内に同一施行地において除伐、保育間伐、間伐、更新伐又は修景林間整備を実施していない場合補助対象とする
○花木等の植栽、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、つる切り、その他整備については、過去に同一施行地においてみんなで支える里山整備事業による同一施業を実施していない場合補助対象とする

事業の流れ

１　里山整備利用地域の認定

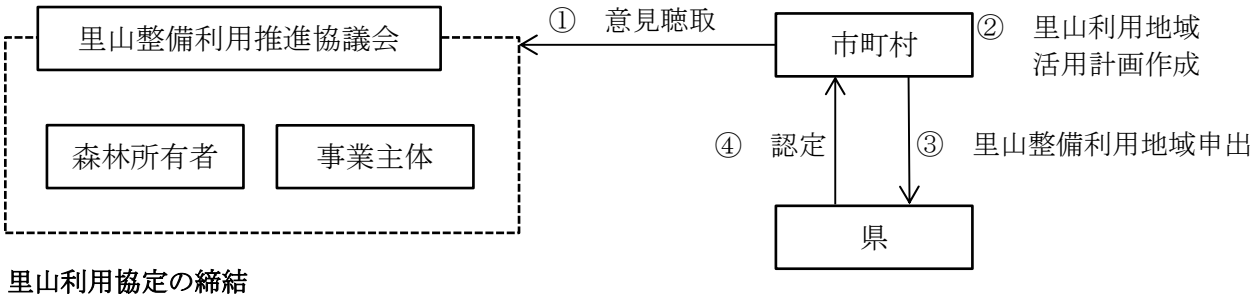

２　里山利用協定の締結

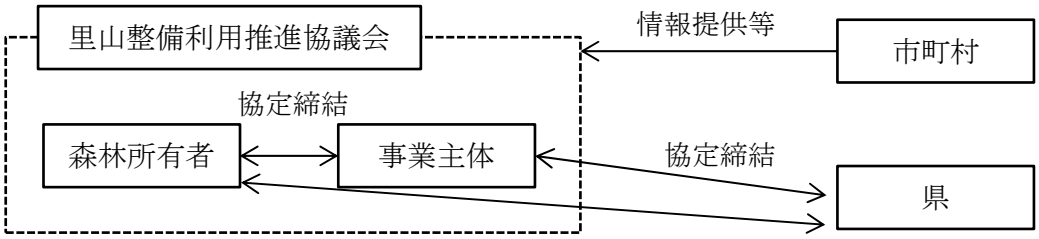

３　開かれた里山の整備・利用計画の承認

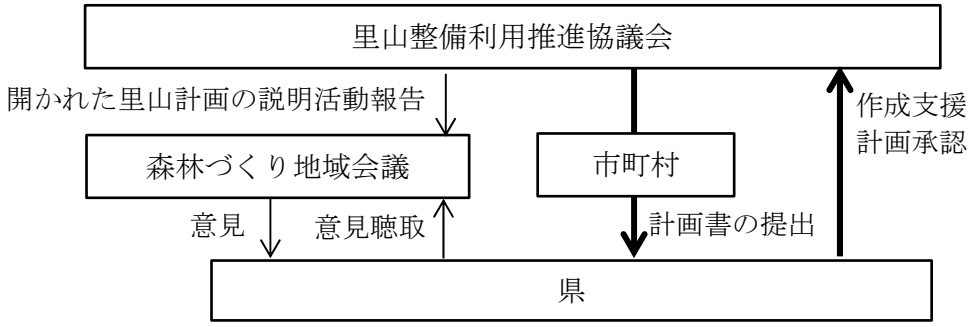

４　実施計画の作成及び交付申請

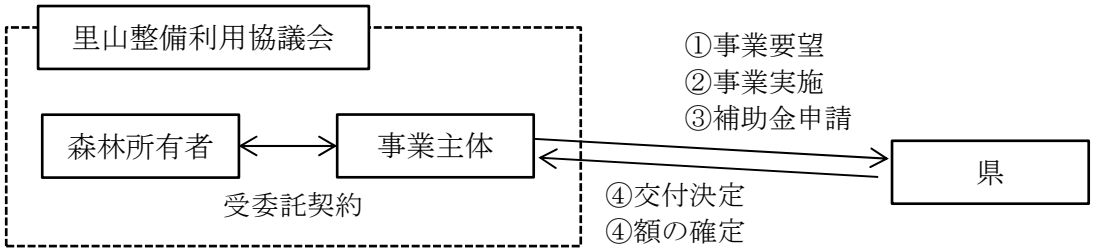

補助金額

補助対象事業費の算出は以下による

○標準単価方式（単価協議によるものも含む）
　標準単価×間接費率×実面積＝標準経費（千円未満切捨て）
　標準経費×補助率＝補助金額（百円未満切捨て）

○標準経費と実行経費の比較による算出
　市町村が請負に付して実行した事業に係る補助金額は、実行経費（千円未満切捨て）と上記標準単価方式を比較し、どちらか低い額に補助率を乗じて算出

合板・製材生産性強化対策交付金事業

事業趣旨

地域材の競争力強化に向け、県が定める体質強化計画に基づき、合板・製材工場等に向けて原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施し、生産性向上等の体質強化を図る

対象森林

原則、森林経営計画に基づく森林

事業主体

体質強化計画に明記された市町村、森林整備法人及び選定経営体（注 1）

事業内容

1　補助対象齢級および規模

区分	補助対象齢級														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
間伐材生産															0.1ha 以上かつ 10m3/ha 以上
人工造林															0.1ha 以上
下刈り															
森林作業道整備															間伐材生産と一体的に実施
鳥獣害防止施設等整備															

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅┅

・間伐は地域の標準的な施業における本数密度を概ね５割上回る林分又は立木の収量比数が 0.95 以上の林分
・間伐及び更新伐は森林経営計画に基づく場合で標準伐期齢の２倍の齢級以下の林分

2　事業内容

間伐材生産	過去５年以内に国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において、木材安定供給計画の対象となる木材加工施設へ（＝間伐材の生産）、又は木質バイオマスエネルギー転換促進計画の対象となる木質バイオマス発電所等へ（＝里山林の整備）、間伐材等を供給するための不用木の除去、不良木の淘汰、搬出集積
森林作業道整備	間伐材生産と一体的に実施する、「森林作業道作設指針について」（平成 22 年 11 月 17 日付け林野庁長官通知）に適合及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした作業道の開設
鳥獣害防止施設等整備	間伐材生産と一体的に実施する、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽を含む。）、播種、施肥、低質林等における前生樹の伐倒、除去
下刈り	雑草木の除去

注１）「林業経営体の育成について」（平成 30 年２月６日付け 29 林政経第 316 号林野庁長官通知）に基づき選定された林業経営体

事業の流れ

1　計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる

時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
着手前	事業の委託等	○ →	○		
知事が定める日まで	事業実施計画書の提出		○ →		○
受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
受理後適宜	地域事業計画の作成				○
随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
随時	施業着手		○		
随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
	変更計画承認および内示		○ ←		○
	変更交付申請書の提出		○ →		○
	変更交付決定		○ ←		○
随時	施業完了		○		
完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
申請後随時	事業調査		○ ←		○
調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
調査後随時	請求書の提出		○ →		○
確定後随時	補助金支払		○ ←		○
確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

2　計画の全体イメージ

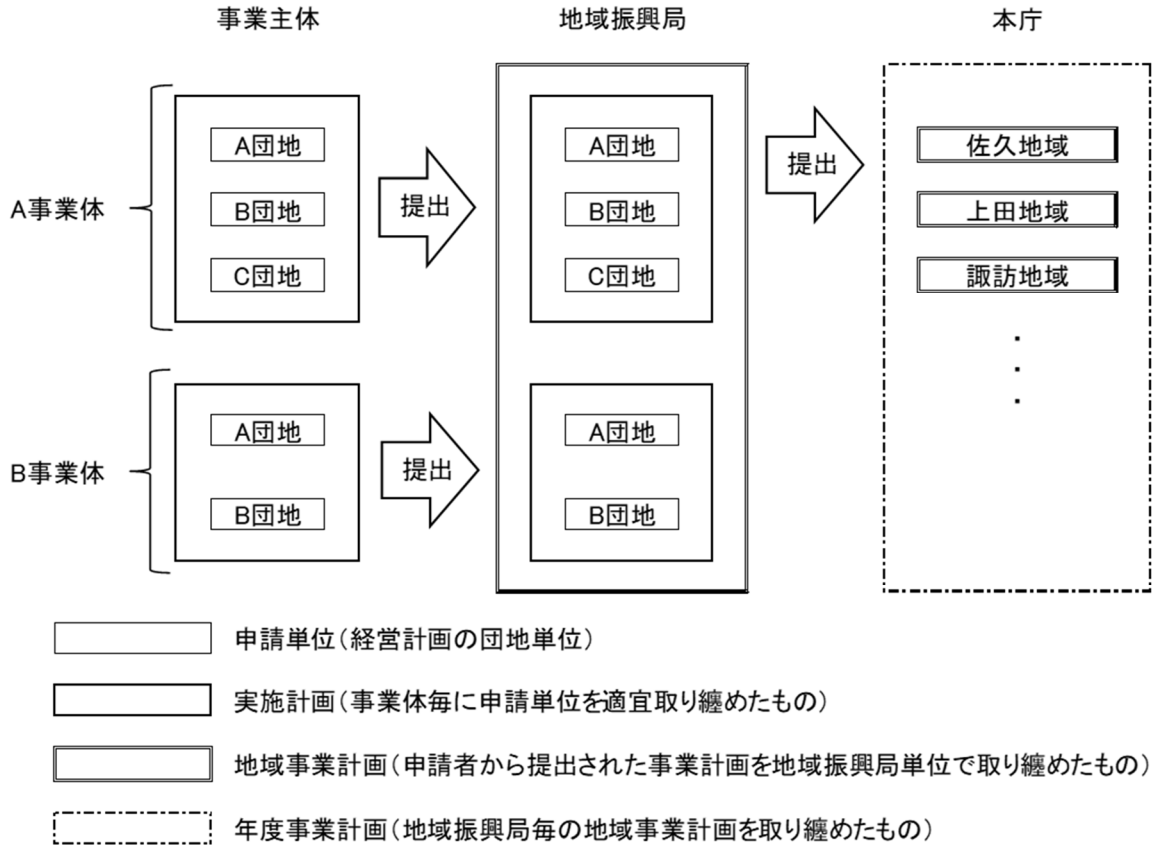

３　原木供給及び協定イメージ図

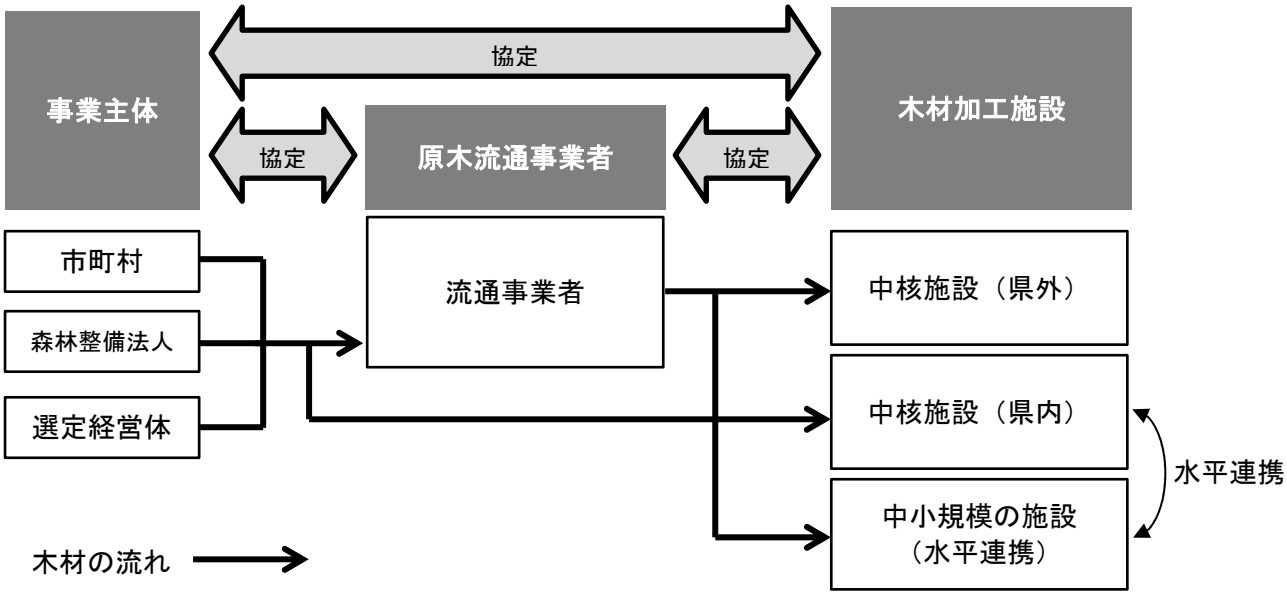

※事業主体及び木材加工施設の詳細については、地域振興局にご確認ください
※原木流通事業者は体質強化計画記載の事業者以外でも可能です

補助金額

補助金額は、次より算出された額（百円未満切捨て。以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする

１　間伐材生産
　事業費（直接費及び間接費）相当分の定額
　定額単価×（１＋間接比率）×事業量（100 円未満切捨）

２　森林作業道整備
　定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価（１ｍ当たり 2,000 円）を乗じて求める。

３　関連条件整備（鳥獣害防止施設等）
　定額単価（標準単価×（１＋間接比率）×1/2）×事業量（100 円未満切捨）

４　人工造林
　(ｱ)　直接費相当分の定額
　　定額単価×事業量（100 円未満切捨）
　(ｲ)　間接費相当分の定額
　　定額単価×間接比率×事業費（100 円未満切捨）

５　下刈り
　(ｱ)　直接費相当分の定額
　　定額単価×事業量（100 円未満切捨）
　(ｲ)　間接費相当分の定額
　　定額単価×間接費率×事業量（100 円未満切捨）

林業・木材産業循環成長対策交付金事業

事業趣旨

林業・木材産業が内包する持続性を高めながら成長発展させ、人々が森林の発揮する多面的機能の恩恵を享受できるようにすることを通じて、社会経済生活の向上とカーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現を図る

対象森林

生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域であって、原則、森林経営計画に基づく森林

事業主体

市町村、森林整備法人及び選定経営体

事業内容

１　補助対象齢級および規模

区分		補助対象齢級														事業規模
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
間伐材生産																0.1ha 以上、10 ㎥/ha 以上
低コスト造林		━━	┅┅													0.1ha 以上
関連条件整備	森林作業道整備															上記と一体的に実施
	鳥獣害防止施設															
機械器具整備																低コスト造林の実施に必要な機械器具の整備

補助対象：━━━　　以下該当する場合補助対象：┅┅┅

・低コスト造林のうち下刈りは、２齢級以下の林分

２　事業内容

間伐材生産		生産基盤強化区域又は市町村森林整備計画に定める特に効率的な施業が可能な森林の区域で行う不用木の除去（侵入竹を含む。）、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することによる本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。）、支障木やあばれ木等の伐倒、造材、集材、搬出・集積及び積み込み、その他付帯施設整備
低コスト造林	一貫作業システム	主伐との一貫作業による人工造林とし、施業内容は末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限定、幹部分の集材を含まない）、地拵え、苗木運搬及び植栽
	低コスト造林	大苗・エリートツリー等を活用した低密度植栽、ドローンによる苗木運搬を導入した造林、早生樹造林、その他知事が妥当と認めた効率化・低コスト化に資する技術を導入した人工造林

低コスト造林	下刈り	2齢級以下の林分で行う下刈り
関連条件整備	森林作業道整備	間伐材生産又は低コスト造林と一体的に実施する、「森林作業道作設指針について」（平成22年11月17日付け林野庁長官通知）に適合及び長野県森林作業道作設マニュアルを参考にした森林作業道の開設
	鳥獣害防止施設	間伐材生産又は低コスト造林と一体的に実施する、健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備
機械器具整備		低コスト造林の実施に必要な機械器具の整備

事業の流れ

1　計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる。

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
随時	随時	生産基盤強化区域の設定依頼		○ →	○ →	○
		生産基盤強化区域の設定				○
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

2　生産基盤強化区域及び特に効率的な施業が可能な森林の区域

（1）生産基盤強化区域の基準

○合板・製材工場等の集荷圏

○人工林の蓄積のうち標準伐期以上の蓄積量の占める割合が5割以上

○合理的な森林施業を行うことのできる一定のまとまりを持った範囲とし、尾根や谷などで囲まれて自然地形を単位に、100ha以上を目安

○意欲と能力のある林業経営者による循環利用が見込まれる森林

（2）特に効率的な施業が可能な森林の区域の特定

○市町村森林整備計画において、木材生産機能維持増進森林のうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等からの距離や集落からの距離等の社会的条件等を勘案して特定した森林

（３）生産基盤強化区域及び特に効率的な施業が可能な森林の区域のイメージ

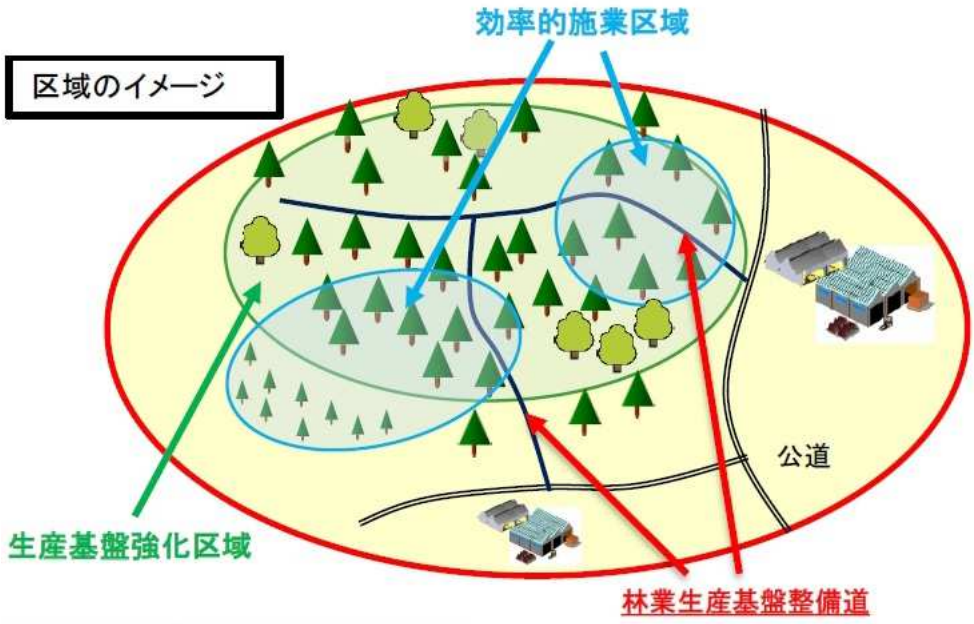

補助金額

補助金額は、次の１より算出された額（百円未満切捨て。以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする

１　**間伐材生産及び低コスト造林**

事業費（直接費及び間接費）相当分の定額

定額単価×（１＋間接比率）×事業量（100 円未満切捨）

２　**関連条件整備（森林作業道整備）**

定額は、事業単位ごとの森林作業道の開設延長の合計に定額単価（１ｍ当たり 2,000 円）を乗じて求める。

３　**関連条件整備（鳥獣害防止施設等）**

定額単価（標準単価×（１＋間接比率）×1/2）×事業量（100 円未満切捨）

県単独森林整備

事業趣旨

国庫補助の対象とならない間伐等の森林整備を推進し、森林の多面的機能の発揮を図る

対象森林

民有林（県有林及び市町村有林を除く）
※森林法第５条に定める地域森林計画対象森林でない場合は、事業完了後速やかに計画対象森林へ編入すること

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人、森林法施行令第 11 条第７号に規定する特定非営利法人、森林法施行令第 11 条第８号に規定する森林所有者の団体、森林経営計画及び森林施業計画の認定を受けた者等

事業内容

１　補助対象齢級および規模

①森林整備事業

区分	補助対象齢級														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
間伐			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	0.1ha 以上
枝打ち			━	━	━	━	━	━	━						
つる切り			━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
修景林間整備	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	0.05ha 以上
竹林整備	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	
無立木地造林															
森林作業道及び簡易作業路開設・補修															概ね 100m 以上
歩道整備・補修															
樹下植栽															0.1ha 以上
枝条処理															
倒木整理															１本単位

補助対象：━━

②グレースの森創生事業

区分	補助対象齢級														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
除・間伐 植栽・保育等 看板等設置	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	━	0.1ha 以上

補助対象：━━

③県単森林被害復旧事業

区分	補助対象齢級														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
倒木・折損木整理 倒木起こし															0.1ha 以上

補助対象：━━━

④「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

区分	補助対象齢級														事業規模
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13～18	19～	
修景林間整備															0.05ha 以上

補助対象：━━━

2　事業内容

①森林整備事業

間伐	過去５年以内に信州の森林づくり事業による除伐、保育間伐、間伐、更新伐を実施していない林分において行う不良木の淘汰 本数間伐率で概ね 20%以上（豪雪地帯等は 10%以上）
枝打ち	間伐等と合せて実施する枝打ち
つる切り	森林整備予定森林で実施するつる切り
修景林間整備	森林景観整備又は通学路の安全確保のため、局長が特に必要と認めた箇所で行う不良木淘汰、不用木（枯損木）処理
竹林整備	不用木竹の除去 本数伐採率が概ね 20%以上であること
無立木地造林	耕作放棄地で行う 2,000 本/ha 以上の広葉樹植栽 （伐採跡地等への再造林は補助対象外）
森林作業道及び簡易作業路開設・補修	森林整備の実施に必要な簡易作業路の開設及び補修
歩道整備・補修	森林整備の実施に必要な間伐材を利用した歩道整備及び補修
樹下植栽	前年度又は当年度に本数伐採 20%以上の間伐を実施した箇所で行う樹下植栽
枝条処理	松くい虫被害の拡大を助長する恐れがあるアカマツ林おいて、原則として信州の森林づくり事業等における搬出間伐実施後の直径３cm 以上の林地残材及び枝条の破砕、焼却、被覆等処理
倒木整理	風倒木等の被害木を玉切り、整理 単木単位で実施

②グレースの森創生事業

除・間伐 植栽・保育等 看板等設置	林木の健全な成長の促進を目的とした間伐を主体とした森林整備及び看板の設置などの付帯施設整備

③県単森林被害復旧事業

倒木・折損木整理 倒木起こし	国庫補助の対象とならない森林において、気象害等による倒伏木・折損木の整理及び倒木起こし

④「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業

修景林間整備	森林景観整備又は通学路の安全確保のため、所長が特に必要と認めた箇所であること。原則として不用木（育成しようとする樹木以外の木竹）を全て除去すること。（不良木の淘汰（育成しようとする樹木の間伐）の実施の有無は問わない。） 国庫補助の対象とならない森林において、気象害等による倒伏木・折損木の整理及び倒木起こし

事業の流れ

1　事後申請方式（間伐対策事業、県単森林災害復旧事業及び「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業）

施業実施後に補助金交付申請を行い、施業完了の確認後に補助金交付・確定が同時に行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
	随時	施業着手		○		
当年度	随時	施業完了		○		
	4/20、6/20、8/20、10/20、12/20まで	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

2　計画補助方式（グレースの森創生事業）

施業着手前に補助金交付申請を行い補助金の交付決定が行われ、施業完了後に確定が行われます

年度	時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
前年度	9月上旬まで	事業の委託等	○ →	○		
	9月10日まで	予定調書の提出		○ →	○	
	9月20日まで	予定調書の提出			○ →	○
当年度	随時	森林整備に関する協定の締結	○ →		○	
	随時	事業計画書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
	随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
	受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
	随時	施業着手		○		
	随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
		変更計画承認および内示		○ ←		○
		変更交付申請書の提出		○ →		○
		変更交付決定		○ ←		○
	随時	施業完了		○		
	完了後速やかに	実績報告書		○ →		○
	申請後随時	事業調査		○ ←		○
	調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
	調査後随時	請求書の提出		○ →		○
	確定後随時	補助金支払		○ ←		○
	確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

林地残材有効活用推進支援事業

事業趣旨

主伐後に残った市場価値の低い枝条等（以下「林地残材」という）は、再造林を行う際に棚等に整理され、林地に戻されるが、再造林・保育作業の支障になることも多い

近年木質バイオマス施設への供給等林地残材も活用の可能性が検討されていることから、林地残材を有効活用する取組みに対し支援することで、再造林・保育作業の軽減を図り、地域材の有効活用を促進する

対象森林

主伐を完了した（実施予定も含む）現場で、本事業実施後概ね１年以内に植栽を伴う更新の予定がある施行地

事業主体

市町村、森林所有者、森林組合、生産森林組合、森林整備法人等、特定非営利活動法人等、森林所有者の団体（共有林代表者含む）、森林経営計画策定者等又はその他の林業事業体において、本事業申請の前年度の実績において、年間 100m3 以上県内の製材工場等に原木等を供給している実績がある者

事業内容

１　事業規模

・林地残材の搬出は、１施行地当り 50t 以上を木質バイオマス工場等へ搬出することに努める（ただし、１施行地当り 50t を下回った場合でも補助の対象とできる）

・１施行地の面積は 0.1ha 以上

２　事業内容

林地残材の搬出	林地残材の搬出集積
	中間土場までの仕分け等
	林地残材の搬出集積及び中間土場までの仕分け等

林地残材有効活用推進支援事業のイメージ

○主伐後に残った林地残材の搬出及び土場までの仕分けなどを支援

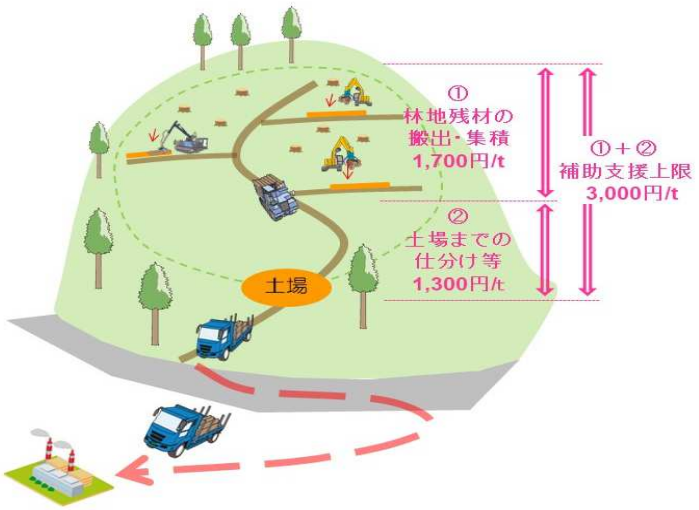

事業の流れ

1　計画補助方式

施業種及び規模を問わず全て事前申請方式となる。

時期	内容	森林所有者等	事業主体	市町村	地域振興局
着手前	事業の委託等	○ →	○		
知事が定める日まで	事業実施計画書の提出		○ →		○
受理後速やかに	計画承認および内示		○ ←		○
随時	補助金交付申請書の提出		○ →		○
受理後速やかに	交付決定通知		○ ←		○
随時	施業着手		○		
随時（必要に応じて）	事業変更計画書の提出		○ →		○
随時（必要に応じて）	変更計画承認および内示		○ ←		○
随時	変更交付申請書の提出		○ →		○
	変更交付決定		○ ←		○
	施業完了		○		
完了後速やかに	実績報告書		○ →	○	
申請後随時	事業調査		○ ←		○
調査後随時	交付決定及び確定通知		○ ←		○
調査後随時	請求書の提出		○ →		○
確定後随時	補助金支払		○ ←		○
確定後随時	事業の精算	○ ←	○		

補助金額

補助金額は、次により算出された額（百円未満切捨て。以下、「定額」という。）と補助事業の実行に要した経費（百円未満切り捨て。以下、「実行経費」という。）を比較によりいずれか低い額とする。

林地残材の搬出支援

・林地残材の搬出集積の場合　　：定額単価 1,700 円/t×事業量（100 円未満切捨）
・中間土場までの仕分け等の場合：定額単価 1,300 円/t×事業量（100 円未満切捨）
・上記の両方を実施する場合　　：定額単価 3,000 円/t×事業量（100 円未満切捨）

※事業量は、施行地ごと、木質バイオマス施設等へ供給した搬出量の合計を整数以下切り捨てた数量とする。